

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第七十七条まで（現行のとおり）</p> <p>（位置の制限）</p> <p>第七十八条 別表第八に掲げる工場は、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。以下同じ。)(幼稚園並びに建築基準法第四十八条第十二項ただし書及び同条第十三項ただし書の規定により特定行政庁が許可した学校を除く。以下この条において同じ。)(又は病院(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。)(建築基準法第四十八条第十二項ただし書及び同条第十三項ただし書の規定により特定行政庁が許可した病院を除く。以下この条において同じ。)(の敷地の周囲百メートルの区域内に設置してはならない。ただし、学校若しくは病院が工場の設置後に設置されたとき、又は周囲の状況等から知事が支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>第七十九条から第百六十五条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第十三まで（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第七十七条まで（略）</p> <p>（位置の制限）</p> <p>第七十八条 別表第八に掲げる工場は、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。以下同じ。)(幼稚園並びに建築基準法第四十八条第十一項ただし書及び同条第十二項ただし書の規定により特定行政庁が許可した学校を除く。以下この条において同じ。)(又は病院(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。)(建築基準法第四十八条第十一項ただし書及び同条第十二項ただし書の規定により特定行政庁が許可した病院を除く。以下この条において同じ。)(の敷地の周囲百メートルの区域内に設置してはならない。ただし、学校若しくは病院が工場の設置後に設置されたとき、又は周囲の状況等から知事が支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>第七十九条から第百六十五条まで（略）</p> <p>別表第一から別表第十三まで（略）</p>